破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１８７号
鹿児島県霧島市国分中央３丁目38番14号
債務者　株式会社五島
代表者代表取締役　五嶋　公人
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
4　破産債権の届出期間　平成26年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月17日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４４２号
千葉県木更津市東中央２丁目10番15号タマビル３階
債務者　有限会社菜の花ｈｏｍｅ
代表者清算人　小野　良治
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古宮　　明
4　破産債権の届出期間　平成26年７月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後２時30分
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６８号
富山市上栄744番地２
債務者　ヤマサ運送株式会社
代表者代表取締役　佐賀　義夫
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　　元
4　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月16日午後３時
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２６号
北海道常呂郡訓子府町旭町14番地
債務者　株式会社堤呉服店
代表者代表取締役　堤　三樹磨
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後３時30分
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第３０号
秋田県北秋田市綴子字古関83番地
債務者　株式会社ジーエムジャパン
代表者代表取締役　篠原　康夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後２時
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第３９６号
群馬県太田市高林南町455番地３
債務者　アラック株式会社
代表者代表取締役　堀合　義尚
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　大介
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月10日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３８号
和歌山県伊都郡九度山町大字入郷310番地
債務者　有限会社ティ・エム・コーポレーション
代表者代表取締役　増山　智明
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　庸己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午後１時40分
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第５０２号
埼玉県越谷市七左町２丁目241番―１
債務者　株式会社トラベルアイテム
代表者代表取締役　加藤　峰雄
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月８日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
埼玉県本庄市東台４丁目７番18号
債務者　有限会社メディアス
代表者取締役　清水　良之
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　悟史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午前11時40分
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２１５号
埼玉県越谷市大字下間久里1107番地14
債務者　有限会社ホットライン
代表者代表取締役　植原　　学
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉村　総一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午後１時30分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
奈良県橿原市大軽町68番地の４
債務者　株式会社サンテック
代表者代表取締役　木下　正治
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　智巌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月22日午前10時30分
奈良地方裁判所葛城支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９９号
岡山県井原市美星町黒忠4130番地
債務者　山室　　稔
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　有本　耕平
4　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
秋田県北秋田市綴子字田町82番地３
債務者　篠原　康夫
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　破産債権の届出期間　平成26年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月２日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第６０号
徳島県徳島市下助任町４丁目56番地の２、旧住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜23番地４　シーサイドヴィラ鳴門106号
債務者　坂東　利一
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　生長　拓也
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月20日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３２号
岩手県大船渡市赤崎町字永浜185番地２、住民票上の住所岩手県大船渡市赤崎町字永浜185番地７
債務者　須賀　　正
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　在間　文康
4　破産債権の届出期間　平成26年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
盛岡地方裁判所一関支部